定款

コンピュータマインド株式会社

コンピュータマインド株式会社 定款

1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、コンピュータマインド株式会社と称し、英文ではComputer M ind Co., Ltd. と表記する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 電子計算機のシステム開発および導入から運営までの請負業務
 - 2. 電子計算機の販売および電子計算機の周辺機器並びにこれに関連する消耗品の販売業務
 - 3. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
 - 4. パソコン教室の運営及び経営
 - 5. 緊急地震速報システム、緊急災害用無線機、並びこれに関連する装置の販売業務
 - 6. マリン・レジャー、関連施設等の運営
 - 7. 上記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、174万株とする。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株式は、その有する単元未満株式について、次に揚げる権利以外の権利を 行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に揚げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当て を受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人およびその事務所取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3 当会社の株主名簿および、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名 簿および、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会 社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、 他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第206条の2第5項および第244条の2第6項に定める決議は、議 決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をも って行う。

(電子提供措置等)

- 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または 一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行 使することができる。
 - 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は5名以下とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、株主総会において選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、 議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、 他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専 務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
 - 3 取締役社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発 する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役 会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第27条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任 につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定 める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
 - 2 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当該取締役の 会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法 令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役

(員数)

第28条 当会社の監査役は、3名以下とする。

(選任方法)

- 第29条 監査役は、株主総会において選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第32条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任 につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定 める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
 - 2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、 善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担す る契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

これは当会社の定款である 2025 年 6 月 23 日 コンピュータマインド株式会社

代表取締役社長 竹内 次郎